



◎障害者雇用促進法を達成
しましょう！

障害者雇用促進法では、障害者である労働者が、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるために、企業に対して、雇用する労働者の2・0%（法定雇用率）に相当する障害者を雇用することを義務付けています。

◎障害者雇用促進法改正により、平成28年4月1日から障害者に対する、差別禁止と合理的

的配慮の提供が義務付けられます！

障害者が安心、安全、快適に働けるようにするために

体例

更すること など

a、募集・採用の配慮
○問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること

○試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など

b、施設の整備・援助を行う者の配置など
○車いすを利用する方

◎減額特例許可の期限切れは「経済的虐待」です！

最低賃金法に基づく減額特例許可を受ければ、障害に起因した労働能率に応じて、愛知県最低賃金よりも低い賃金で給料を支払うことができますが、その許可が期限切れ

ている場合は、すみやかに許可の再申請を行ってください。

労働基準監督署では、障害者本人、同僚、家族、友人等からの相談・情報提供を受けた場合や臨検監督時に障害者虐待の事実を把握した場合は、障害者虐待防止法に基づき、ハローワーク、県市町村の福祉課、警察等の関係機関への情報提供を行います。労働基準法、最低賃金法などに関する、悪質な法違反が確認された場合は送検手続きをとることがあります。

①差別的禁止
募集・採用、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用等における、障害者であることを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されます。
職業能力等を適正に評価した結果、といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではありません。

②合理的配慮の主な具

に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
○文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること
○手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと
○通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変

名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係（方面）	052	961-8653
安全衛生課	052	961-8654
労働課	052	961-8655
業務課	052	961-8652